

訴状陳述要旨

2025年5月29日

原告ら訴訟代理人 弁護士 多田晋作

1 はじめに

最初のスライドをご覧ください。これは、ある人が、Aさんに投票してもらうために、「みんなでAさんに投票しよう」というツイートをしようとしている場面です。このような行為も、公職選挙法上の選挙運動に当たります。

さて、これを大人がやった場合どうなるのでしょうか・・・とくに問題はありません。では、未成年者がやった場合、どうなるのでしょうか・・・画面をぼちとした未成年者は、刑罰に処されます。

びっくりしませんか？いやいやおかしいでしょと、直感的に思いませんか？この訴訟で、その直感が正しいことが明らかになるはずです。

2 訴状の概要

(1) 未成年者の選挙運動禁止規定の紹介

次のスライドをご覧ください。これは公職選挙法137条の2第1項です。読んで字のごとく、未成年者は、自発的にやりたくても、一切の選挙運動ができません。

この規定に違反した場合、未成年者自身も刑罰に処され、公民権も停止されてしまいます。

また、次のスライドですが、2項は、「何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。」と定めています。つまり、未成年者は、候補者陣営などの大人と一緒に選挙運動をしようと思っても、その大人が罰せられてしまうので、それもできません。

(2) 未成年者の選挙運動禁止規定の違憲性の概要

ではなぜこういう規制をしているのでしょうか。未成年者の選挙運動を禁じる理由、それは・・・実はよく分かっていません。

公職選挙法の中に、未成年者の選挙運動を禁止する規定が現われたのは、1952年の改正のことでした。その際の審議内容を調査しましたが、禁止の理由はよく分かりませんでした。

例えば、次のスライドをご覧ください。国会議員の発言の中には、「理論的には変であるけれども」取り締まりの便宜のために規定してはどうか、というものがありません。こんな理由で立法化されたというのであれば、違憲であることは明白です。

また別の発言には、こういうものもありました。次のスライドです。要するに、未成年者を大量に動員して連呼行為を行うような選挙運動を阻止する必要がある、というものです。しかし、それならそういう態様の選挙運動を禁止すれば足りるはずですが、なぜ未成年者の自発的な選挙運動まで禁止するのか、という疑問への答えにはなっていません。これが理由だとしても違憲です。

このように、立法過程での議論は「杜撰」そのものでした。そのため、改正法の立案担当者であった官僚が執筆した解説書には、こういう記載が残っています。次のスライドです。

「未成年者の自発的に行う選挙運動まで禁止する必要があるであろうか。」
「行き過ぎの規定と疑わざるを得ない」。ここまで書かれているのです。

このとおり、なぜ未成年者の選挙運動を禁止するのか、その理由はよく分からない、としか言いようがありません。理由もよく分からないのに、憲法上の権利を制約することなど、できるはずがありません。

国は、もしかしたら、未成年者の保護のための立法なのだという反論をすることもかもしれません。たしかにそういう記載のある文献も存在します。例えば、次のスライドのものなどです。

しかし、そのような反論は説得的ではありません。理由は3つあります。

1つ目。先ほど説明したように、立法過程においてそのような議論は存在しません。

2つ目。選挙運動を禁止することで、いったいどのような害から未成年を保護しようとしているのか、これが不明です。選挙とは、汚い大人による魑魅魍魎の世界で、それ自体が有害だから遠ざける、ということなのでしょう。選挙は民主主義の根幹をなす極めて重要なものであり、有害物ではありません。

3つ目。そもそも、未成年者の保護のためだといいつつ、その未成年者を罰するという構造自体が、もはや矛盾しています。

次のスライドを見てください。日本には、未成年者を保護するという目的で作られた法律がいくつもあります。しかし、そのいずれも、未成年者を罰するということはしていません。守るべき者は罰しない、これは当然のことなのです。

このように、未成年者の保護などという理由は、後付けに過ぎず、全く説得力がありません。

さて、選挙運動の自由を含む政治的表現の自由が、憲法21条により保障され、その憲法的価値が非常に高いということは、あらためて説明するまでもありません。

しかし、本件では忘れてほしくない法規範がもう一つあります。それは、日本も批准している子どもの権利条約です。そこでは、子どもの政治的表現の自由も当然に保障されています。

次のスライドをご覧ください。子どもの権利条約12条1項は「すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利」を保障し、13条は「あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由」を保障しています。

我々大人は、事あるごとに、子どもにはまだ早いという漠然とした理由で、子どもの権利を制限しがちです。しかし、そのようなことは許されません。

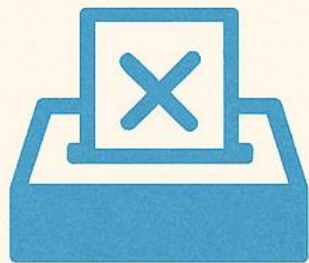
このことは選挙運動であっても同じです。まだ早い、という理由で未成年者の選挙運動の自由を否定し、あるいはこれを制約することはできません。

本件では、憲法はもちろん、子どもの権利条約にも反することのないよう、厳密な審理が必要です。

裁判所には、国からの説明内容がこれらに適うものなのかどうか、しっかりと見ていただきたいと思います。

 ツイート

みんなでAさんに
投票しよう



第137条の2 第1項

「年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。」

違反した場合、**未成年者に刑罰**

- **1年以下の禁錮又は30万円以下の罰金**
(239条1項1号)
- **公民権の停止** (252条)

第137条の2 第2項

「何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。」

違反した者は罰せられる（＋公民権停止）

▶未成年者は、大人と一緒に選挙運動をすることも、認められていない

小澤委員長

「・・・取締りの可能という意味から、
多少**理論的には変であるけれども**、
未成年者も罰する、取締るということで
進むことにしていかがですか。」

(1952年6月4日)

(甲10)

衆議院法制局参事（三浦義男）

「・・・例えばこれは連呼行為等とも関連いたしますけれども、いわゆる人海戦術と申しますか、そういうようなこととも裏腹の問題になる事柄でありますので、規定したほうがいい」（1952年7月14日）

（甲 1 1）

「・・・だからといって、未成年者の自発的に行う選挙運動まで禁止する必要があるであろうか。・・・私見によれば処罰規定を置くこと自身、刑事法の原則に反した、**行き過ぎの規定と疑わざるを得ない。**」

(最新改正公職選挙法解説 1952年)

(甲14)

「心身未成熟な者を保護するため」

(逐条解説公職選挙法改訂版 (中) 2021年)

「心身未成熟者を保護するとともに、あわせて昭和26年の地方選挙にあらわれた弊害を防止するためにこの規定が設けられた」

(選挙時報8巻6号23頁)

(甲12、13)

法律	20歳未満への罰則
二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律	なし
二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律	なし
競馬法 その他のギャンブル規制	なし

子どもの権利条約

第12条

1. 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼす**すべての事項について自由に自己の意見を表明する権利**を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。

第13条

1. 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、**あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由**を含む。